

| | |
|----------|--|
| 事件名 | 著作権判例百選事件（保全異議申立決定に対する保全抗告事件） |
| 判決日・事件番号 | 平成28年11月11日・平成28年（う）第10009号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件 |
| 出典 | 最高裁HP |
| 事案の概要 | 相手方は、「相手方は、編集著作物たる著作権判例百選[第4版]（本件著作物）の共同著作者の一人であるところ、抗告人が発行しようとしている著作権判例百選[第5版]（本件雑誌）は本件著作物を翻案したものであるから、本件著作物の著作権を侵害する。」などと主張して、本件著作物の翻案権並びに二次的著作物の利用に関する原著作物の著作者の権利を介して有する複製権、譲渡権及び貸与権、又は著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）に基づく差止請求権（本件差止請求権）を被保全権利として、抗告人による本件雑誌の複製・頒布等を差し止める旨の仮処分命令を求める申立て（本件仮処分申立て）をした。これに対し、東京地方裁判所は、平成27年10月26日、この申立てを認める仮処分決定（本件仮処分決定）をした。これを不服とした抗告人が保全異議を申し立てたが、原決定は、平成28年4月7日、本件仮処分決定を認可した。本件は、この原決定を不服とした抗告人が、原決定及び本件仮処分決定の取消し並びに本件仮処分申立ての却下を求めた事案である。 |
| 請求の結論 | 認容（基礎事件棄却） |
| 関係条文 | 著12／著19／著20条／著21／著26の2／著26の3／著27条／著28／著112 |
| 著作物の種別 | 言語の著作物（編集著作物） |
| 原告著作物 | 判例集 |
| 著作物性 | 認容 |
| 被告行為 | 相手方は編集著作物たる著作権判例百選[第5版]（本件雑誌）の共同著作者の一人であるところ、抗告人が、これを翻案して著作権判例百選[第5版]（本件雑誌）を作成、発行する行為 |
| 権利の種類 | 氏名表示権 同一性保持権 複製権 翻案権 譲渡権 貸与権 |
| 主な争点 | 1 相手方が編集著作物たる本件著作物の著作者の一人であるか。（争点1） |
| 判旨 | （1）著作者の推定（法14条）について 本件著作物の表紙には「A・Y・B・C編」と表示され、また、そのはしがきには、本件著作物編者らの氏名が連名で表示されるとともに、「この間の立法や、著作権をめぐる技術の推移等を考慮し、第4版では新たな構成を採用し、かつ収録判例を大幅に入れ替え、113件を厳選し、時代の要求に合致したものに衣替えをした。」とある。本件著作物のような編集著作物の場合、氏名に「編」と付すことは、一般人に、その者が編集著作物の著作者であることを認識させ得るものといってよい。上記はしがきの表示及び記載も、本件著作物において編者として表示された者が編集著作物としての本件著作物の著作者で |

| | |
|---------|--|
| | <p>あることを一般人に、認識させ得るものということができる。また、抗告人のウェブサイトの表示（(1)ウ）も、「編」の表示が「著者」の表示に相当するものとして一般に理解されることを前提とするものと見られる。</p> <p>そうすると、本件著作物には、相手方の氏名を含む本件著作物編者らの氏名が編集著作者名として通常の方法により表示されていると見てよい。したがって、相手方については、著作者の推定（法14条）が及ぶというべきである。</p> <p>（2）著作者の推定の覆滅の可否</p> <p>少なくとも本件著作物の編集に当たり中心的役割を果たしたB教授、その編集過程で内容面につき意見を述べるにとどまらず、作業の進め方等についても編集開始当初からE及びB教授にしばしば助言等を与えることを通じて重要な役割を果たしたというべきA教授及び抗告人担当者であるEとの間では、相手方につき、本件著作物の編集方針及び内容を決定する実質的権限を与えず、又は著しく制限することを相互に了解していた上、相手方も、抗告人から「編者」への就任を求められ、これを受諾したものの、実質的には抗告人等のそのような意図を正しく理解し、少なくとも表向きはこれに異議を唱えなかったことから、この点については、相手方と、本件著作物の編集過程に関与した主要な関係者との間に共通認識が形成されていたものといえる。しかも、相手方が本件原案の作成作業には具体的に関与せず、本件原案の提示を受けた後もおおむね受動的な関与にとどまり、また、具体的な意見等を述べて関与した場面でも、その内容は、仮に創作性を認め得るとしても必ずしも高いとはいえない程度のものであったことに鑑みると、相手方としても、上記共通認識を踏まえ、自らの関与を謙抑的な関与にとどめる考えであったことがうかがわれる。</p> <p>これらの事情を総合的に考慮すると、本件著作物の編集過程において、相手方は、その「編者」の一人とされてはいたものの、実質的にはむしろアイデアの提供や助言を期待されるにとどまるいわばアドバイザーの地位に置かれ、相手方自身もこれに沿った関与を行ったにとどまるものと理解するのが、本件著作物の編集過程全体の実態に適すると思われる。</p> <p>そうである以上、法14条による推定にもかかわらず、相手方をもって本件著作物の著作者ということはできない。</p> |
| キーワード | 共同著作物 編集著作物 著作者 |
| 特記事項 | 基本事件 東京地方裁判所平成27年（ヨ）第22071号仮処分命令申立事件、同庁平成28年（モ）第40004号保全異議申立事件 |
| 作成者コメント | 編集著作物における著作者の認定は、編者としての表記だけでなく、当該著作物の編集過程全体において実質的に編者の一人といえるか否かにより個別具体的に判断されることになることが示されていて実務上参考になる。 |
| 作成者 | 白井里央子 |
| 作成日 | 平成26年12月20日 |